

奈良市公報

第 2 3 2 号

平成20年 5月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 包括外部監査契約の締結…………… 1
- 奈良市小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 1
- 特定計量器の定期検査の実施…………… 2
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 2
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 4
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出…………… 4
- 徴収事務の委託…………… 4
- 放置自転車等の処分…………… 5
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 5
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 5
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）…………… 6
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の再開の届出…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の辞退の届出…………… 7
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 8
- 予防接種の実施…………… 8
- 徴収事務の委託（7件）…………… 9
- 地縁による団体の認可…………… 11
- 都市計画高度計画の変更…………… 11
- 都市計画地区計画の決定（2件）…………… 11
- 奈良市屋外広告物条例の規定により指定する区域及び場所の一部改正…………… 12
- 景観保全型広告整備地区における広告物の表示又はこれに掲出する物件の設置に関する基本方針…………… 12
- 景観保全型広告整備地区の指定…………… 14
- 景観保全型広告整備地区における広告物の表示又はこれに掲出する物件の設置に関する基本方針…………… 15
- 景観保全型広告整備地区の指定…………… 15
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 15
- 放置自転車等の保管…………… 15
- 開発行為に関する工事の完了…………… 16
- 障害者自立支援法の規定による地域生活支援事業の実

- 施に要する費用の額の算定に関する基準の改正…………… 16
- 放置自転車等の保管…………… 16

公平委員会

- 奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 17
- 奈良市公平委員会が管理する行政文書の開示に関する規則の一部を改正する規則…………… 17

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 17

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 17

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 18

告 示

奈良市告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により告示します。

平成20年 4月 2日

奈良市長 藤原 昭

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成20年 4月 1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 大西 寛文
住所 大阪府豊中市上野東三丁目13番59号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

（平成20年 4月 2日揭示済）

奈良市告示第204号

奈良市小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年 4月 2日

奈良市長 藤原 昭

奈良市小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業実施要綱

(平成17年奈良市告示第528号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号を次のように改める。

(3) 生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けているときは、保護証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書

別表第2中「被保護世帯」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯」を加える。

別記第1号様式中

「3 生活保護を受けているときは、保護証明書
4 その他市長が必要と認める書類」を
「3 生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けているときは、保護証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書
4 その他市長が必要と認める書類」に改める。

附 則

この告示は、平成20年4月2日から施行し、この告示による改正後の奈良市小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月2日揭示済)

奈良市告示第205号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり公示します。

平成20年4月3日

奈良市長 藤原 昭

| 区域 | 区分 | 月日(曜日) | 時間 | 場所 |
|-------------|-----|----------------------|---------------------------|---------------|
| 都祁地区及び月ヶ瀬地区 | 質量計 | 5月7日(水)から5月9日(金)まで | 午前10時から午後4時まで | 特定計量器の所在場所 |
| | | 5月12日(月)から5月13日(火)まで | 午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで | 奈良県農業協同組合都祁支店 |
| | | 5月14日(水)から5月15日(木)まで | 午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで | 月ヶ瀬行政センター |
| | | 5月16日(金) | 午前10時から正午まで | 石打区事務所 |

| | | | |
|--|----------------------|---------------------------|-------------|
| | | 午後1時30分から午後3時30分まで | 月ヶ瀬生活改善センター |
| | 5月19日(月) | 午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで | 桃香野茶集荷場 |
| | 5月20日(火)から5月21日(水)まで | 午前10時から午後4時まで | 特定計量器の所在場所 |

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所(奈良市二条大路南一丁目1番1号)において行う。

(平成20年4月3日揭示済)

奈良市告示第206号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成20年4月4日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

- (1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地(第2工区)から発生する濃縮塩をローリー車(積載量10トン以下)又は同等のものによって吸引により回収運搬し、受託者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。
- (2) 委託名称 濃縮塩運搬処理業務委託
- (3) 委託期間 契約の日から平成21年3月31日まで
- (4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所第2工区処理施設内
- (5) 排出日量 濃縮塩(液状) 約(4.7m³)=5.1トン/日(対水比重1.1)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者
- (3) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者
- (4) 委託期間内において、遅滞なく回収、搬出、処理が可能である者

- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではない者
- 3 契約条項を示す場所及び日時
- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所
- (2) 日時 平成20年 4月 4日 (金) から同月14日 (月) まで (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9時から午後 5時まで (正午から午後 1時までを除く。)
- なお、発注仕様書は閲覧とします。
- 4 入札の場所及び日時
- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所 2階会議室
- (2) 日時 平成20年 4月23日 (水) 午後 1時30分から
- 5 入札の無効
- 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 6 入札参加申請
- (1) 入札参加を申請する者は、入札参加申請書 (別記様式) に次に掲げる書類を添えて提出してください。
- ア 会社の実績 (一般廃棄物処理の実績)、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を示す書類
- イ 一般廃棄物処理施設 (最終処分場) の設置許可証及び一般廃棄物処分業許可証の写し
- ウ 回収・搬出・処理するための処理計画書
- (2) 入札参加申請方法
- 平成20年 4月 4日 (金) から同月14日 (月) まで (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9時から午後 5時まで (正午から午後 1時までを除く。) に奈良市土地改良清美事務所に(1)の入札参加申請書を 1部、添付書類を 2部持参して下さい。
- (3) 現場説明会 (参加希望者対象)
- 平成20年 4月11日 (金) 午前10時から奈良市土地改良清美事務所 2階会議室及び現場にて実施します。
- (4) ヒアリング
- 平成20年 4月16日 (水) 午前10時から奈良市土地改良清美事務所 2階会議室にて実施します。
- 7 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、その者が該当資格を有するかどうか、申請図書等によって審査します。入札参加の決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札に参加できない。

- (2) 入札参加者の決定通知
- 平成20年 4月18日 (金) に入札者の代表者に通知書を発送します。

8 その他

- (1) その他詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所
電話 0742-63-6183 (担当者)
0742-62-2976 (事務所)
F A X 0742-62-4670

(平成20年 4月 4日 掲示済)

奈良市告示第207号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則 (昭和40年奈良市規則第43号) 第 2 条の規定により公告します。

平成20年 4月 4日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

- (1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地 (第 2 工区) から発生するカルシウム汚泥をコンテナ車 (積載量10トン以下) により回収運搬し、受託者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。

(2) 委託名称 カルシウム汚泥運搬処理業務委託

(3) 委託期間 契約の日から平成21年 3月31日まで

(4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所 第 2 工区処理施設内

(5) 排出日量 カルシウム汚泥 (脱水ケーキ) 約0.2トン/日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者

(2) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者

(3) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者

(4) 委託期間内において、遅滞なく回収、搬出、処理が可能である者

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではない者

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1

奈良市土地改良清美事務所

(2) 日時 平成20年 4月 4日 (金) から同月14日 (月)

まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、発注仕様書は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所 2階会議室
- (2) 日時 平成20年4月23日（水）午後1時30分から

5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

6 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、入札参加申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 会社の実績（一般廃棄物処理の実績）、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を示す書類
- イ 一般廃棄物処理施設（中間処理施設及び最終処分場）の設置許可証及び一般廃棄物処分業許可証の写し
- ウ 回収・搬出・処理するための処理計画書

(2) 入札参加申請方法

平成20年4月4日（金）から同月14日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に奈良市土地改良清美事務所に(1)の入札参加申請書を1部、添付書類を2部持参して下さい。

(3) 現場説明会（参加希望者対象）

平成20年4月11日（金）午前10時から奈良市土地改良清美事務所2階会議室及び現場にて実施します。

(4) ヒアリング

平成20年4月16日（水）午前10時から奈良市土地改良清美事務所2階会議室にて実施します。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、その者が該当資格を有するかどうか、申請図書等によって審査します。入札参加の決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札に参加できない。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年4月18日（金）に入札者の代表者に通知書を送付します。

8 その他

- (1) その他詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所
電話 0742-63-6183（担当者）
0742-62-2976（事務所）
F A X 0742-62-4670

（平成20年4月4日揭示済）

奈良市告示第208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年4月4日

奈良市長 藤原 昭

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指 定 年月日 |
|-----------|---------------|---------------|
| まほろばクリニック | 奈良市奈良阪町2271-3 | 平成20年 4月8日 |
| まった整形外科 | 奈良市右京一丁目3-4 | 平成20年 4月1日 |

（平成20年4月4日揭示済）

奈良市告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年4月4日

奈良市長 藤原 昭

| | 名称 | 所在地 | 変 更 年月日 |
|---|---------------------------|-------------|---------------|
| 旧 | 社会福祉法人東大寺福祉事業団 東大寺整肢園 | 奈良市雑司町406-1 | 平成20年 4月1日 |
| 新 | 社会福祉法人 東大寺福祉事業団 東大寺福祉療育病院 | 奈良市雑司町406-1 | |

（平成20年4月4日揭示済）

奈良市告示第210号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年 4月 4日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

| 受託者 | 徴収事務 |
|--|----------------------|
| 奈良市柏木町519番地の7 社団法人奈良市医師会 会長 北岡 孝 | 奈良市総合医療検査センター 手数料 |

2 委託の期間

平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで

(平成20年 4月 4日揭示済)

奈良市告示第211号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成20年 4月 7日

奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成20年 4月21日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成20年 1月10日、同月11日、同月16日から同月18日まで、同月22日から同月25日まで、同月28日から同月30日まで

(平成20年 4月 7日揭示済)

奈良市告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年 4月 7日

奈良市長 藤原 昭

| 指定介護機関 | | 廃止した施設又は廃止した事業の種類 | 廃止年月日 |
|--------------------|------------------|----------------------|----------------------------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | | |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| ならまちデイサービスセンターふれあい | 奈良市川之上突抜町10-1 | 居宅 通所介護 介護予防 通所介護 | 平成19年12月31日 平成19年12月31日 |
| 株式会社 ツクイ | 奈良県奈良市川之上突抜町10-1 | | |

(平成20年 4月 7日揭示済)

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年 4月 7日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

| | 指定介護機関 | | 開設者 | 変更年月日 |
|---|---------------|-------------------|------------|-------------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 旧 | ロイヤルハート支援センター | 奈良市恋の窪一丁目4-15-102 | 有限会社三九サービス | 平成20年 2月 1日 |
| 新 | ロイヤルハート支援センター | 奈良市大安寺西三丁目9-38 | 有限会社三九サービス | |
| 旧 | 総合福祉ツクイ奈良 | 奈良市川之上突抜町10-1 | 株式会社ツクイ | 平成20年 1月 1日 |
| 新 | ツクイ奈良 | 奈良市川之上突抜町10-1 | 株式会社ツクイ | |

(平成20年4月7日揭示済)
奈良市告示第214号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成20年4月7日
奈良市長 藤原 昭

| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
|-------------------------|--------------------------------|------------------------------------|------------------------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 医療法人松本快生会訪問看護ステーションなでしこ | 奈良市百楽園五丁目7-33 メゾンソワニエA棟101号 | 介護予防 訪問看護 | 平成20年3月1日 |
| 医療法人松本快生会 | 奈良県奈良市百楽園五丁目2-6 | | |
| ツクイ奈良 | 奈良市川之上突抜町10-1 | 居宅 通所介護 介護予防 通所介護 | 平成20年1月1日 平成20年1月1日 |
| 株式会社ツクイ | 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6-1 | | |
| 医療法人松本快生会介護老人保健施設大和田の里 | 奈良市丸山二丁目1220-163 | 居宅 訪問リハビリテーション 介護予防 訪問リハビリテーション | 平成20年4月1日 平成20年4月1日 |
| 医療法人松本快生会 | 奈良県奈良市百楽園五丁目2-6 | | |
| 合名会社三条メディック | 奈良市三条町472 | 居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護 | 平成20年4月1日 平成20年4月1日 |
| 合名会社三条メディック | 奈良県奈良市三条町472 | | |
| 岡谷会ケアプランセンターつくし | 奈良市西木辻町200 | 居宅介護支援事業（介護計画作成） | 平成20年4月1日 |
| 医療法人岡谷会 | 奈良県奈良市西木辻町200 | | |
| デイサービスみやび | 奈良市西ノ京町250-1 | 居宅 通所介護 介護予防 通所介護 | 平成20年4月1日 平成20年4月1日 |
| 有限会社あんしん | 奈良県奈良市あやめ池北一丁目5-5 | | |

(平成20年4月7日揭示済)
奈良市告示第215号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成20年4月7日
奈良市長 藤原 昭

| 指定介護機関 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
|--------|------------|---------------|-------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | 施設又は実施する事業の種類 | 指定年月日 |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |

| | | | |
|------------------------|--------------------|------------------|-------------|
| 医療法人宝山会奈良小南病院ケアプランセンター | 奈良市八条五丁目437-8 | 居宅介護支援事業（介護計画作成） | 平成20年 4月 1日 |
| 医療法人宝山会 | 大阪府岸和田市土生町五丁目11-16 | | |

(平成20年 4月 7日 掲 示 済)

奈良市告示第216号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を再開した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成20年 4月 7日
奈良市長 藤 原 昭

| 指定介護機関 | | 再開した施設又は再開した事業の種類 | 再開年月日 |
|--------------------|-------------|----------------------|----------------------------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 開設者 | | 再開した施設又は再開した事業の種類 | 再開年月日 |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | | |
| 財団法人沢井病院ヘルパーステーション | 奈良市船橋町 8 | 居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護 | 平成20年 3月17日 平成20年 3月17日 |
| 財団法人沢井病院 | 奈良県奈良市船橋町 8 | | |

(平成20年 4月 7日 掲 示 済)

奈良市告示第217号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成20年 4月 8日
奈良市長 藤 原 昭

- 6 引取時間
午前 9時から午後 4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表
(平成20年 4月 8日 掲 示 済)

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年 4月 8日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

奈良市告示第218号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を辞退した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成20年 4月 9日
奈良市長 藤 原 昭

| 指定施術者の指名 | | 辞退した施術の種類 | 辞退年月日 |
|--------------|----------------|-----------|-------------|
| 施術所の名称 | 施術所の所在地 | | |
| 太田 智子 | | 柔道整復 | 平成20年 4月 1日 |
| 太田接骨院（太田 智子） | 奈良市東九条町1014-17 | | |

(平成20年4月9日揭示済)

奈良市告示第219号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により須川町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年4月9日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------|-----------------------|----------------------|
| 事務所の所在地 | 奈良市須川町2120番地 | 奈良市須川町1693番地 |
| 代表者の氏名及び住所 | 寺埜 嘉彦 奈良市須川町2120番地 | 奥西 健 奈良市須川町1693番地 |

2 変更の年月日

平成20年4月1日

(平成20年4月9日揭示済)

奈良市告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

| 予防接種の種類 | 予防接種の対象者の範囲 | 予防接種を行う期間 | 予防接種を行う場所 |
|--------------------------|--|-------------------------|-----------|
| ジフテリア・百日せき・破傷風 (三種混合) | 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 | 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで | 別紙のとおり |
| 結核 (BCG) | 生後3月から生後6月に至るまでの間にある者 | | |
| 麻疹又は風しん (MR) | 1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの 3 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 4 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 | | |
| 日本脳炎 | 1 平成17年4月1日以前の生まれで生後90月に至るまでの間にある者 2 9歳以上13歳未満の者 | | |

平成20年4月9日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成19年10月15日 奈良市指令都整開 第07A-29号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成20年4月9日 第1108号

(2) 公共施設 平成20年4月9日 第484号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市古市町2037番地の2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山南城南町5番37号

プレステ株式会社

代表取締役 吉本剛二

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市古市町2037番地の2の一部

(2) 下水道

奈良市古市町2037番地の2の一部

(平成20年4月9日揭示済)

奈良市告示第221号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成20年4月10日

奈良市長 藤原 昭

- 2 摂取不適当者
- (1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
 - (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
 - (5) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 3 接種要注意者
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
 - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
 - (4) 過去にけいれんの既往のある者
 - (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (6) BCGについては、過去の結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- 4 料金
- (1) ジフテリア・百日せき・破傷風、麻しん又は風しん、BCGは無料
 - (2) 日本脳炎は1回につき500円。ただし、予防接種法第24条ただし書きの規定により生活保護世帯からの実費徴収は行わない。
 - (3) 予防接種通知書を持参しない者は有料（全額負担）
- 5 その他
- 不明な点については、奈良市保健所健康増進課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成20年 4月10日 掲示済)

奈良市告示第222号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年 4月10日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

| 受託者 | 徴収事務 |
|--------------------------------------|--|
| 奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号 財団法人 奈良市スポーツ振興事業団 | 奈良市鴻ノ池陸上競技場使用料 奈良市中央体育館使用料 奈良市中央第二体育館使用料 奈良市鴻ノ池球場使用料 奈良市緑ヶ丘球場使用料 |

理事長
福井 重忠

- 奈良市鴻ノ池テニスコート使用料
- 奈良市青山テニスコート使用料
- 奈良市佐保山テニスコート使用料
- 奈良市柏木テニスコート使用料
- 奈良市黒谷テニスコート使用料
- 奈良市平城第一テニスコート使用料
- 奈良市平城第二テニスコート使用料
- 奈良市柏木球技場使用料
- 奈良市黒谷球技場使用料
- 奈良市平城第一球技場使用料
- 奈良市平城第二球技場使用料
- 奈良市奈良阪球技場使用料
- 奈良市中ノ川球技場使用料
- 奈良市登美ヶ丘球技場使用料
- 奈良市西部生涯スポーツセンター
テニスコート使用料
- ゲートボール場使用料
- 球技場使用料
- クラブハウス使用料
- 屋内温水プール使用料
- 体育館使用料
- 奈良市南部生涯スポーツセンター
体育館使用料
- テニスコート使用料
- 多目的コート使用料
- 球技場使用料

2 委託の期間

平成20年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

(平成20年 4月10日 掲示済)

奈良市告示第223号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年 4月10日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

| 受託者 | 徴収事務 |
|--|----------------------------|
| 奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号 財団法人 奈良市スポーツ振興事業団 理事長 福井 重忠 | 奈良市平城プール使用料 奈良市青山プール使用料 |

2 委託の期間

平成20年 4月 1日から平成22年 3月31日まで

(平成20年 4月10日 掲示済)

奈良市告示第224号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1

項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月10日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

| 受託者 | 徴収事務 |
|--|---|
| 奈良市法蓮佐保山 四丁目6番3号 財団法人 奈良市 武道振興会 理事長 西田 照夫 | 奈良市中央武道場使用料 奈良市中央第二武道場使用料 奈良市弓道場使用料 奈良市鴻ノ池相撲場使用料 |

2 委託の期間

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

(平成20年4月10日揭示済)

奈良市告示第225号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月10日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

| 受託者 | 徴収事務 |
|--|---------------|
| 奈良市法蓮佐保山 四丁目6番3号 財団法人 奈良市 武道振興会 理事長 西田 照夫 | 奈良市青年の家交楽館使用料 |

2 委託の期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

(平成20年4月10日揭示済)

奈良市告示第226号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月10日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

| 受託者 | 徴収事務 |
|-------------------------------------|-------------------|
| 奈良市三条大路一丁目9番10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議 | 奈良市ならやま屋内温水プール使用料 |

| | |
|------------------|--|
| 会 会長 野崎 善男 | |
|------------------|--|

2 委託の期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

(平成20年4月10日揭示済)

奈良市告示第227号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月10日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

| 受託者 | 徴収事務 |
|--|-------------|
| 奈良市都祁白石町 1133 財団法人 奈良市 都祁地域振興財団 理事長 福井 重忠 | 奈良市都祁体育館使用料 |

2 委託の期間

平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

(平成20年4月10日揭示済)

奈良市告示第228号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成20年4月10日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

| 受託者 | 徴収事務 |
|--|------------------------|
| 奈良市七条一丁目36の4の1 七条地区自治連合会 会長 中司 和人 | 奈良市七条コミュニティスポーツ会館使用料 |
| 奈良市南紀寺五丁目27番地 南紀寺町五丁目第一自治会 会長 西岡 利文 | 奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館使用料 |
| 奈良市朱雀六丁目8番4号 平城ニュータウンスポーツ協会 会長 福井 勝治 | 奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館使用料 |
| 奈良市古市町1843番地の5 東市地区自治連合会 会長 寺井 隆 | 奈良市東市コミュニティスポーツ会館使用料 |

| | |
|--|---------------------------|
| 奈良市朱雀六丁目8番4号 平城ニュータウンスポーツ協会 会長 福井 勝治 | 奈良市高の原コミュニティ スポーツ会館使用料 |
| 奈良市邑地町2730 邑地町自治会 会長 中西 貞夫 | 奈良市邑地コミュニティ スポーツ広場使用料 |
| 奈良市下狭川町2156番地の1 狭川地区自治連合会 会長 藤澤 久男 | 奈良市狭川コミュニティ スポーツ広場使用料 |
| 奈良市茗荷町183 田原地区自治連合会 会長 岡井 稲郎 | 奈良市田原コミュニティ スポーツ広場使用料 |
| 奈良市月ヶ瀬石打914-3 石打自治会 会長 上田 均 | 奈良市石打コミュニティ スポーツプール使用料 |

- 2 委託の期間
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
(平成20年4月10日揭示済)

奈良市告示第229号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年4月11日

奈良市長 藤原 昭

- 名称
桜ヶ丘第一自治会
- 規約に定める目的
本会は、規約第4条に定める区域における住民相互の連絡、環境の整備、本会所有施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、そのための不動産又は不動産に関する権利等を保有する。
本会は、規約第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 道路清掃等地域内における親切美化活動
(2) 学童通学路、信号までのパトロール
(3) 都祁スポーツ活動には積極的に参加
- 区域
奈良市都祁白石町1304番地の1から1304番地の53と針町482番地の15とする。
- 事務所
奈良市都祁白石町1304番地の40
- 代表者の氏名及び住所
山本 正俊
奈良市都祁白石町1304番地の40
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務

代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代行者の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

9 認可年月日

平成20年4月1日

(平成20年4月11日揭示済)

奈良市告示第230号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)高度地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成20年4月14日

奈良市長 藤原 昭

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)高度地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市鶴舞西町の一部

(平成20年4月14日揭示済)

奈良市告示第231号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成20年4月14日

奈良市長 藤原 昭

1 決定に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画

鶴舞西町地区地区計画

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市鶴舞西町の一部

(平成20年4月14日揭示済)

奈良市告示第232号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)

地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成20年4月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
近鉄西大寺駅南地区地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市西大寺南町及び西大寺国見町の各一部

(平成20年4月14日掲示済)

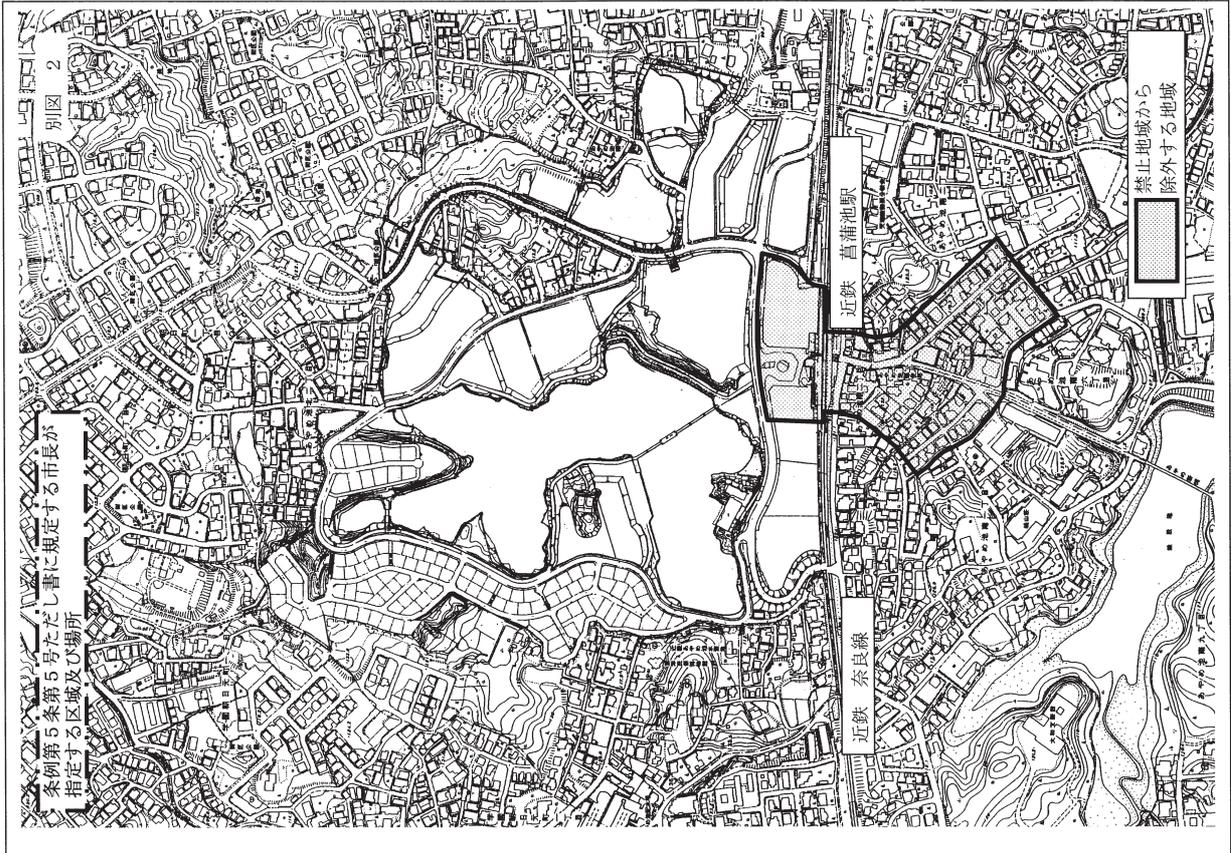
奈良市告示第233号

奈良市屋外広告物条例の規定により指定する区域及び場所（平成14年奈良市告示第159号）の一部を次のように改正し、平成20年4月14日から施行します。

平成20年4月14日

奈良市長 藤原 昭

別図2を次のように改める。



(平成20年4月14日掲示済)

奈良市告示第234号

奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）第8条第2項の規定によりあやめ池遊園地跡地地区景観保全型広告整備地区における広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する基本方針を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成20年4月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する基本構想
高蒲池駅周辺地区は地域の生活拠点と位置付けられており、地区の特性を活かした住民サービス機能を含めた生活文化機能の導入や、バス輸送等日常生活と鉄道との連携を図る駅前広場の整備など総合的な整備をめざすこととされている。

特にあやめ池遊園地跡地は、あやめ池固有の環境と調和し、徒歩圏内に生活機能が揃う新しい郊外都市として魅力的な市街地の形成を図る必要があり、自動車を運転しない高齢者や年少者にとっても利便性の高い暮らし方を提供できる「歩いて暮らせるまち」の形成に資するため、ヒューマンスケールにあった良好な広告景観づくりを推進する。

- (1) 周辺の自然環境と、調和のとれた広告物の設置に関する基本構想
 - ア 周辺の自然環境と緑豊かで、ゆとりとうるおいのある景観の創出のため、落ち着いた自然な広告景観づくりを目指す。
 - イ 良好な風致景観にふさわしく調和のとれたデザインとする。
 - ウ 周辺区域の環境やあやめ池の眺望を阻害しないよう屋上への掲出を規制する。
 - エ 緑の多い良好なまちの保全とまちなみが一体感

| | | | |
|---|--------------------------|--|--|
| <p>を創るような広告景観づくりを目指す。</p> <p>(2) 周辺の自然環境と、調和のとれた広告物の表示又は設置に関する基本的事項</p> <p>ア 落ち着いたもの、自然な景観 周辺の自然環境に溶け込み違和感のないデザインとする。</p> <p>イ 風致地区の景観にふさわしい、調和のとれた屋外広告物 風致地区の環境に調和し、建築物とのバランスについて配慮する。</p> <p>ウ 屋上広告物の規制</p> | | <p>周辺の眺望を阻害しないよう屋外広告物は設置しない。</p> <p>エ 緑とまちが共存できるまちづくり 緑の多い良好なまちの保全とまちなみとが一体感を成し、「歩いて暮らせるまち」にふさわしいデザインとする。</p> <p>2 広告物及びこれを掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項 あやめ池遊園地跡地地区景観保全型広告整備地区における広告景観形成基準は、次のとおりとする。</p> | |
| <p>地域及び場所</p> | | <p>商業地域以外</p> | |
| <p>種別</p> | | <p>商業地域</p> | |
| <p>全 広 告 物</p> | <p>広告物の用途</p> | <p>当該地区内に関する表示内容に限る。ただし、駅、官公庁又は公共施設の案内のためのもの及び行政指導に基づくものを除く。</p> | |
| | <p>照 明</p> | <p>1 点滅しないものに限ること。 2 動画等を表示するものは設置しないこと。 3 回転しないものに限ること。ただし、車両出庫の警告用は除く。 4 イルミネーションネオンサインは設置しないこと。</p> | |
| | <p>色 彩</p> | <p>地色については、白、ベージュ、その他これに近い淡色とし、各広告物の表示面積の10分の3以上確保すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。 (1) グレー、茶、紺を地色にする場合 (2) 建物と広告物の調和が取れている場合 (3) 壁の色と同等の場合</p> | |
| <p>屋上広告物</p> | | <p>設置しないこと。</p> | |
| <p>軒 下 広 告 物</p> | <p>壁 面 広 告 物</p> | <p>1 自己外の広告物については設置しないこと。 2 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 3 3階以上に掲出するものについては、切り文字形式とすること。 4 大きさ、設置高さは、建物と調和を図ること。</p> | <p>1 枠付き広告幕は掲出しないこと。 2 窓のガラス面及び内側からの掲出しないこと。</p> |
| | | <p>設置個数は、1テナントごとで1壁面3箇所までとすること。</p> | <p>設置個数は、複数テナントであっても1壁面最大3箇所までとすること。</p> |
| | <p>突 出 広 告 物</p> | <p>大きさ、設置高さ等は、建物と調和を図ること。</p> | |
| <p>塀垣広告物</p> | | <p>1 切り文字形式又は広告板を利用するものに限ること。 2 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。</p> | |
| <p>広 告 塔</p> | | <p>高さは、8メートルまでとする。</p> <p>1 自己外の広告物については設置しないこと。 2 できるだけ集合化しデザイン化を図ること。</p> | <p>設置しないこと。</p> |
| <p>建植広告物</p> | | <p>1 自己外の広告物については設置しないこと。 2 できるだけ集合化しデザイン化を図ること。</p> | |

| | |
|----------------------------|----------------------------------|
| アーチ広告物 | 設置しないこと。 |
| 気球広告物 広告幕 | イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。 |
| 電柱広告物 はり札 はり紙 立看板 | 設置しないこと。 |

(平成20年4月14日揭示済)

奈良市告示第235号

奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）第8条第1項の規定により景観保全型広告整備地区を指定したので、同条例第31条の規定により次のとおり告示します。

平成20年4月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 景観保全型広告整備地区の名称
あやめ池遊園地跡地地区景観保全型広告整備地区
- 2 指定年月日
平成20年4月14日
- 3 景観保全型広告整備地区に指定する土地の区域
別図のとおり

別図省略

(平成20年4月14日揭示済)

奈良市告示第236号

奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）第8条第2項の規定により近鉄西大寺駅南地区景観保全型広告整備地区における広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する基本方針を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成20年4月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する基本構想
近鉄西大寺駅南周辺地区は交通の重要な結節点であり、関西文化学術研究都市の「平城宮跡地区」に隣接し、また、本市の西部市街地と東部市街地の接点という特性から、本市の「副都心」と位置づけられている。
本地域は、副都心にふさわしい商業・業務機能の充実により、うるおいと賑わいのある健全な市街地の形成を図ると共に、地区周辺の歴史的環境との調和を図ることにより、華やかさと落ち着きが溶け合う街づくりを目標

とする。

このような街づくりにおいて良好な都市空間を形成するため、地区周辺の歴史的風土及び自然環境との調和を考慮した屋外広告物景観の形成に努める必要がある。

当地区周辺は、歴史的建造物や遺構等が連たんする地域であるため、歴史的環境との調和を図り、古都にふさわしい都市空間を創造し、地区の美観・風致の向上を図る目的から、景観保全を重視した屋外広告物景観の形成を進める必要がある。

- (1) 歴史と調和した広告物の設置に関する基本構想
 - ア 歴史と調和した都市景観の保全を図る必要から、地区の歴史的風土にふさわしい広告景観づくりを目指す。
 - イ 建築物等を含む周辺環境と調和した意匠とする。
- (2) 歴史環境と調和した広告物の表示又は設置に関する基本的事項
 - ア 歴史的建築物の風格や街並みのラインを損なわないよう落ち着いた色彩・デザインとする。
周辺の歴史的景観に溶け込むような違和感の無いデザインとする。
 - イ 屋上広告物の規制
眺望を阻害しないよう屋上広告物は設置しない。
 - ウ 大きさや設置高さ等、建築物との調和を図る。
最小限の表示で、かつ出来るだけ一体化させる。
 - エ 環境と調和した屋外広告物とする。
商業施設と調和し、建築物とのバランスについて配慮する。
 - オ 環境を損なわない広告物の掲出に努め、歩行者に圧迫感を与えないようにする。
広告物のボリュームに配慮し、道路への突出を制限する。
- 2 広告物及びこれを掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
近鉄西大寺駅南地区景観保全型広告整備地区における広告景観形成基準は、次のとおりとする。

| | | |
|------------------|----|---|
| 種類 | 地域 | 商業地域 |
| | 位置 | 道路境界線を越えて掲出しないこと。 |
| 全 広 用 途 | 用途 | 当該地区内に関する表示内容に限ること。ただし、駅、官公庁又は公共施設の案内のためのもの及び行政指導に基づくものを除く。 |

| | | |
|--------------------------------------|--------------|--|
| 告 物 | 照 明 | 1 点滅しないものに限ること。 2 動画等を表示するものは設置しないこと。 3 回転しないものに限ること。ただし、車両車庫の警告用は除く。 |
| | 色 彩 | 地色については、白・ベージュ・グレー・茶・紺・黒その他白に近い薄い色とすること。 |
| 屋上広告物 | | 設置しないこと。 |
| 軒 下 広 告 物 | 全 体 | 1 自己外の広告物については設置しないこと。 2 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 3 屋根、パラペット等には設置しないこと。 4 4階以上又は高さ12メートル以上に掲出するものについては、切り文字形式とすること。 5 大きさ、設置高さ等は、建物と調和を図ること。 |
| | 壁 面 広 告 物 | 1 枠付き広告幕は、イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。 2 窓のガラス面へは掲出しないこと。ただし、ガラスのデザインで表示するものやショーウィンドウは除く。 |
| 塀垣広告物 | | 1 切り文字形式又は広告板を利用するものに限ること。 2 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 |
| 広 告 塔 | | 1 自己外の広告物については設置しないこと。 2 できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 |
| 建 植 広 告 物 | | 1 自己外の広告物については設置しないこと。ただし、表示内容が当該地区内に関する案内を目的としたもので、5平方メートル以下のものは除く。 2 できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 3 交通対策等に関するもので行政指導に基づくものは、別に協議すること。 |
| アーチ広告物 | | 設置しないこと。 |
| 広 告 幕 気 球 広 告 物 | | イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。 |
| 電 柱 広 告 物 は り 札 は り 紙 立 看 板 | | 設置しないこと。 |

(平成20年 4月14日 揭示済)

奈良市告示第237号

奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）第8条第1項の規定により景観保全型広告整備地区を指定したので、同条例第31条の規定により次のとおり告示します。
平成20年 4月14日

奈良市長 藤 原 昭

- 景観保全型広告整備地区の名称
近鉄西大寺駅南地区景観保全型広告整備地区
- 指定年月日
平成20年 4月14日
- 景観保全型広告整備地区に指定する土地の区域
別図のとおり

別図省略

(平成20年 4月14日 揭示済)

奈良市告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項

の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年 4月14日

奈良市長 藤 原 昭

- 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------------------|---------------------------|-------------------------------|
| 代表者の 氏名及び 住 所 | 乾 壽 光 奈良市秋篠町1013番 地 | 向 井 清 信 奈良市秋篠町1031番 地の6 |

- 変更の年月日
平成20年 4月 6日

(平成20年 4月14日 揭示済)

奈良市告示第239号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年4月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年4月14日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年4月14日揭示済)

奈良市告示第240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年4月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年11月2日 奈良市指令都整開 第07A-33号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成20年4月15日 第1109号
 - (2) 公共施設 平成20年4月15日 第485号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中山町21番地の2、22番地の1、23番地の1、23番地の4、23番地の5、24番地の4、24番地の5、1952番地の1及び1957番地
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市法華寺町482番地
オオクニ商事株式会社
代表取締役 村上 治之
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市中山町21番地の2の一部、22番地の1の一部、23番地の4、24番地の4及び1957番地の一部
 - (2) 水路敷
奈良市中山町22番地の1の一部
 - (3) 管路敷
奈良市中山町23番地の1及び1952番地の1
 - (4) 下水道
奈良市中山町21番地の2の一部、22番地の1の一部、23番地の4の一部、24番地の4の一部及び1957番地の一部

(平成20年4月15日揭示済)

奈良市告示第241号

障害者自立支援法第77条第1項及び第3項の規定による地域生活支援事業の実施に要する費用の額の算定に関する

基準（平成18年奈良市告示第594号）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から適用します。

平成20年4月25日

奈良市長 藤原 昭

3 地域活動支援センター及び地域活動センター（Ⅱ型・Ⅲ型）の部分中「（Ⅱ型・Ⅲ型）」を「（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）」に改め、同部分(1)を次のように改める。

(1) 委託料の算定等について

ア 利用者（契約者）が5人以上8人以下

事業所1箇所当たり8から当該年度の4月1日における利用者（契約者）数を差し引いた数に40,000円を乗じた額と600,000円を合算した額を6,000,000円から差し引いた額及び利用者1名当たり年額84,000円と重度障害利用者1名当たり年額68,400円の合計額（ウに該当する事業所を除く。）

イ 利用者（契約者）が9人以上

事業所1箇所当たり年額6,000,000円及び利用者1名当たり年額84,000円と重度障害利用者1名当たり年額68,400円の合計額（ウに該当する事業所を除く。）

ウ 当該年度当初における委託契約において、地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業（地域活動支援センターⅠ型）を委託する場合は、ア及びイの規定にかかわらず地域活動支援センター事業として事業所1箇所当たり年額6,000,000円のみとする。

エ 年度途中で事業開始の場合は、月割りにて計算した金額とする。

オ 予算の範囲内で委託料の支出を行うものとし、利用者（契約者）が減少した場合のみ年度末に精算するものとする。

カ 地域活動支援センター機能強化事業として、地域活動支援センターⅠ型の場合は年額6,000,000円を、地域活動支援センターⅡ型の場合は年額3,000,000円を、地域活動支援センターⅢ型の場合は年額1,500,000円を加算する。

キ 重度障害利用者とは、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神保健福祉手帳1・2級を所持している当該センター利用者をいう。

ク 激減緩和加算として、地域活動支援センターⅠ型の場合は年額1,000,000円を、地域活動支援センターⅡ型の場合は年額750,000円を、地域活動支援センターⅢ型の場合は年額500,000円を加算する。

ケ その他詳細については、委託契約書にて定めるものとする。

(平成20年4月15日揭示済)

奈良市告示第242号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年 4月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年 4月15日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年 4月15日揭示済)

公平委員会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 4月 9日

奈良市公平委員会
委員長 森田 功

奈良市公平委員会規則第1号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年奈良市公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「保育園長(都祁保育園長及び吐山保育園長を除く。)」を「保育園長(吐山保育園長を除く。)」に、「福利厚生係長及び主任」を「福利厚生係長」に、「総務部財政課財政第一係長」を「総務部財政課財政企画係長、財政第一係長」に改め、同表出張所の項中「所長 次長」を「所長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「課長 室長」を「課長」に、「課長補佐 室長補佐」を「課長補佐」に、「教育総務部学務課教職員係長」を「学校教育部学務課教職員係長」に改め、同表教育機関等の項中「館長 参事 次長 所長 主幹 所長補佐」を「館長 所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成20年 4月 1日から適用する。

(平成20年 4月 9日揭示済)

奈良市公平委員会が管理する行政文書の開示に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 4月 9日

奈良市公平委員会
委員長 森田 功

奈良市公平委員会規則第2号

奈良市公平委員会が管理する行政文書の開示に関する規則の一部を改正する規則

奈良市公平委員会が管理する行政文書の開示に関する規則(平成10年奈良市公平委員会規則第1号)の一部を次の

ように改正する。

本則中「(平成9年奈良市条例第34号)」を「(平成19年奈良市条例第45号)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成20年 4月 9日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第16号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年 4月11日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

| 名称 | 代表者氏名 | 所在地 | 指定日 |
|------------|--------------|------------------|---------------|
| 有限会社北斗設備工業 | 取締役 一入 辰也 | 大阪府羽曳野市蔵之内594番地3 | 平成20年 4月1日 |

(平成20年 4月11日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第36号

平成20年 4月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成20年 4月14日

奈良市教育委員会
委員長 小谷 勝彦

- 1 日時
平成20年 4月15日(火)
午前10時から
 - 2 場所
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
 - 3 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 「夢・教育プラン」平成19年度のまとめについて
(2) リーフレット「30人学級のよさを生かした実践の創造をめざして」について
(3) 「放課後子ども教室」平成19年度実施状況と平成20年度実施予定について
(4) 「学校支援地域本部事業」の実施について
(5) 第62回奈良市民体育大会の開催について
- 議 事
議案第1号 教育委員長の選挙について
議案第2号 教育委員長職務代理者の指定について
議案第3号 平成20年度奈良市就学指導委員及び調査

員の委嘱又は任命について

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
4月～5月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午後9時50分までで、
定員5名になり次第締め切ります。

(平成20年4月14日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第8号

奈良市農業委員会平成20年4月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成20年4月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 大門 善之助
記

- 1 日時
平成20年4月14日(月) 午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
 - (3) 農業生産法人の要件確認について
 - (4) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
 - (5) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
 - (6) 知事許可について(3月許可分)
 - (7) 非農地証明について(3月分)

(平成20年4月7日揭示済)